

しろうまの会 会則

作成 平成 25 年 4 月 20 日

(会の名称)

第1条 この会は「しろうまの会」と称する。

(会の目的)

第2条 この会は障がい者と健常者が共に登山・ハイキングを中心としたアウトドア活動(以下、山行と呼ぶ)を楽しむことをとおして、山や自然および登山ルールを理解、登山マナーの向上、会員相互の親睦および障がい者と健常者の相互理解を深めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

- (1) 障がい者と健常者が共に楽しむ行事の実施。
- (2) 障がい者登山の普及および会の発展と会員の拡張。
- (3) 会員への登山技術・ルール・マナー教育。
- (4) 健常者と障がい者の相互理解および障がい者、障がいへの理解。
- (5) 障がい者への登山時のサポートの方法および用具開発研究。
- (6) 上記(1)から(5)に関する広報。

(会員)

第4条 ~~この会の会員は、正会員と準会員とする。準会員は会の活動への常時参加が難しいと総会または運営委員会で認められた者で、総会における議決権は有しない。~~

- 2 入会しようとする者は、別途「運営細則」の入会に関する記載事項に従い手続きをしなければならない。
- 3 会員は次の権利を持つ。
 - (1) 会員は会のすべての活動に参加することができる。
 - (2) 個人情報を除く会計、記録、その他会に関する資料を閲覧することができる。
- 4 正会員は次の義務を負う。
 - (1) 例会に積極的に参加するとともに山行の企画をするよう努める。
 - (2) なんらかの活動で例会参加以外の会運営に携わるよう努める。
 - (3) 会則(細則を含む)及び会の決議に従う。
 - (4) 所定の会費の納入。
 - (5) 総会へ出席。

(退会)

第5条 会員の退会について次のように定める。

- (1) 退会を希望し認められた者。
- (2) 定められた期日から3ヶ月を過ぎても理由なく会費を納入しない場合、退会とみなす。
- (3) 会の目的に著しく反する言動があった場合、会則を厳守しない場合、この会の統制を乱した場合は役員会において退会を勧告し退会措置をとることができる。
- (4) 退会者は速やかに会の貸与備品を返還すること。
- (5) 退会者は一切の会費および会財産の返還または分与を請求できない。

(役員)

第6条 役員は、会長1名、副会長2名、監査2名とし総会で選任する。任期は一年とし特に本人の辞意、または会員からの異存のない場合は継続とする。

- 2 役員は、事務局、会計、広報、その他この会の運営に必要な運営委員を選出する。

(役務)

第7条 役員および運営委員の権限と役目を以下のように定める。

- (1) 会長：会長は会全体を代表し総括し総会の召集と議事進行、採決を行う。
- (2) 副会長：会長の補佐を行う。会長が不在の場合または会長より委任された場合は、会長代行として権限および役割を担う。

- (3) 監査：会務および会計監査を行い、総会において報告を行う。なお監査は随時行うことが出来る。
- (4) 事務局：保険申し込みその他会の運営に関する一切の事務を行う。
- (5) 会計：年会費の徴収および経費の出納管理、年度の会計報告書の作成を行う。
- (6) 広報：会報（ニュース）の作成と配賦、ホームページの更新および管理、会員への連絡を行う。

(会議)

第8条 この会は以下の組織により運営をする。

- (1) 総会：この会の最高議決機関で、年一回会長が召集する。但し、会長が必要と認めた場合または会員の過半数が必要と認めた場合は、臨時総会を開催しなければならない。総会の成立条件は正会員の三分の二（委任状を含めて）の出席を必要とする。総会時の議案および会則の改正の決議は出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。
- (2) 運営委員会：総会に次ぐ決定機関で、総会によって選出された役員および運営委員により構成し、会長が召集する。総会の決定事項にもとづき会務および会の運営に関することを執行、決議する。
- (3) 例会：会の山行に関する決定機関で、毎月一回開催する。山行の報告と反省、次回山行の計画説明を行い、合わせて会員相互の意見交換の場とする。また必要に応じて登山研修なども行う。開催は次回山行の幹事が主催する。

(会費)

第9条 会費は正会員は年 ~~3,000~~ **1,000円**とし、準会員は600円とし、納入は1年分の前全納制とする。~~2年度途中入会の場合の会費は、一年を三期に分け、入会を認められた日の属する月に該当する期を含めた年会費の金額を支払うこととする。~~

(経費)

第10条 次の経費は、会費よりまかなうこととする。第8条の会議にかかる費用、会山行の下見代、会のホームページの維持にかかる費用、広報活動にかかる費用、事故等への予備費、その他運営委員会で認めた会の備品の購入費用および会の運営に必要な費用。

(備品)

第11条 会で所持する備品に関しては、管理者を決めて管理する。

- 2 会員同士での山行での場合で、会主催の山行などに支障のない場合に限り、備品の貸出を許可する。貸出を希望するものは会に申し出をし、利用後は貸出時の状態で速やかに返却すること。
- 3 会員以外からの障がい者登山を目的とした備品の貸出の依頼があった場合は、会長の判断で貸出することが出来る。

(個人情報の取扱い)

第12条 この会は会の運営の便宜上、必要最小限の会員の個人情報を収集する。

- 2 機微な個人情報（障がいに関する情報等）を収集する場合は、利用目的を明らかにし役員の下承を得た上で、本人に同意をとり収集することを認める。
- 3 収集した個人情報は、会の運営（会の連絡、緊急時の連絡）のみに利用する。但し、会員同士が連絡を取り合う等、常識の範囲として利用する場合はこれを妨げない。
- 4 退会した会員の個人情報は、削除する。
- 5 個人情報は会長が許可した限られた者だけが管理し、山行等での手続き上で必要な情報のみをその担当者に提供する。

(年度)

第13条 この会の活動年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(付則)

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、運営委員会が定める。

2. 当会則は、平成25年4月24日より施行する。
3. 平成26年3月30日 一部改正のうえ、平成26年4月1日より施行する。

改訂履歴 平成 26 年 3 月 30 日

第 4 条 1 項削除（準会員制を廃止）

第 9 条 1 項 会費金額の変更 2 項（途中入会時の納入記述を廃止）